

「お得な燦々ぬまづクーポン（以下「クーポン」）」取扱店要領

1. 取扱店に登録できる営業所

- (1) 沼津市内に所在する全ての事業所（店舗）。（風俗業の他、公序良俗に反する事業を除きます）
- (2) テナント店の場合、個店で登録しないとクーポンは使用できませんので、あらかじめ各店舗やテナントオーナーにご確認下さい。
- (3) 支店をお持ちの事業所は各支店ごとに登録をお願いします。

2. 登録申込手続き

- (1) 申込開始は2009年4月7日（火）からとなります。
- (2) 取扱店申込書にご記入の上、実行委員会事務局へ郵送またはFAXにてご提出下さい。
- (3) 登録手続きは無料です。登録後、取扱店登録証明書・換金請求書を送付します。

3. 取扱店としての周知

- (1) 実行委員会作成の周知ポスターを取扱店であることが分かるよう掲示して下さい。

4. クーポンの受け取り

- (1) クーポンの有効期限は2009年4月27日（月）から2009年8月31日（月）までです。
- (2) 代金としてクーポンを受け取った後、速やかにクーポンの切り取り線（切り取り無効の表示箇所）から切り落とし、裏面に取扱店名を明記し使用済みクーポンであることを明示して下さい。
- (3) お釣りは出さないで下さい。現金との両替も出来ません。

5. クーポンの取扱禁止事項

- (1) 有価証券や前払式証票（切手、ギフト、図書券 等）の購入、税金等の支払いには使用できません。
- (2) 本事業の趣旨から二次利用及び業者間の決済手段として使わないで下さい。
- (3) 物品の販売、サービスの提供ない場合の換金はできません。

6. クーポンの換金手数料

- (1) クーポンの換金の際、1%を換金手数料として差し引かさせていただきます。

7. 使用済みクーポンの換金

- (1) 取扱店 沼津信用金庫の本店・各支店（駅北支店を除く沼津市内店舗）および沼津市商工会戸田支所
- (2) 換金期間 平成21年5月12日～平成21年9月17日（月末・月初を除く沼津

- 信用金庫の営業日)
- (3) 換金時間 9:00～14:00
- (4) 換金手続 換金には①使用済みクーポン②換金請求書③取扱店登録証明書（場合により免許証等の身分証明書の提示が必要な場合があります。）が必要です。
- (5) 換金方法 30万円以下の場合・・・取扱店の窓口へ持参
換金・・・現金引き換え又は入金・振込
（振込手数料は事業所負担となります）
- 30万円超 の場合・・・沼津信用金庫本店へ持参または郵送
換金・・・事業所指定口座への入金・振込（現金受取は出来ません）
（振込手数料は事業所負担となります）

※30万円超で郵送の場合

・郵送先：〒410-8610 沼津市大手町 5-6-16 沼津信用金庫本店 事務システム部

燦々ぬまづクーポン実行委員会

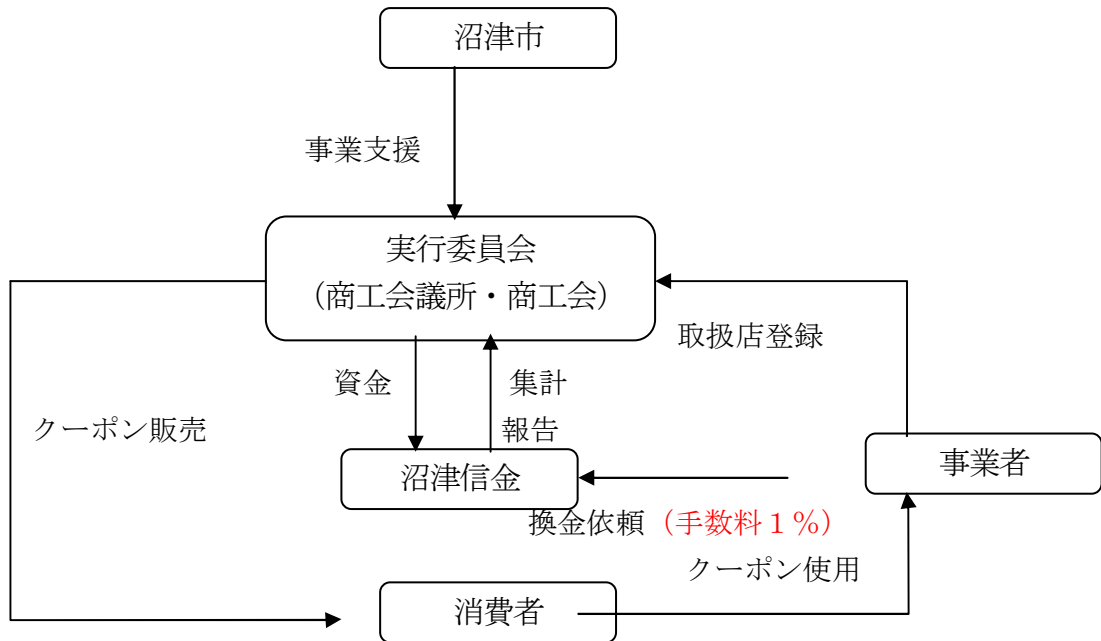
沼津商工会議所…〒410-0832 沼津市御幸町 14-5 TEL055-931-1111 FAX055-931-1115

沼津市商工会…〒410-0312 沼津市原 1200-1 TEL055-966-1331 FAX055-967-4925

沼津市商工会戸田支所〒410-3402 沼津市戸田 1028-5 TEL0558-94-2224 FAX055-94-4029

お得な燦々ぬまづクーポン

〔実施フロー〕



〔クーポン仕様 (表面)〕

